

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 福島県庁東分庁舎ほか 14 施設で使用する電気
- (2) 対 象 施 設 別紙 1 のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙 1 のとおり

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数等 別紙 1 のとおり
- (2) 電力構成

供給する電力について、再生可能エネルギー由来の電力の割合を 10% とすること。ただし、10% の内数に FIT 電力を含める場合は、当該電力に非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット等）を附帯すること。

なお、その環境価値について、福島県に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

- (3) 契約電力、予定使用電力量等

ア 契約電力 別紙 2 のとおり

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 予定使用電力量 別紙 2 のとおり

ウ 通年の電力使用状況 別紙 3 のとおり

- (4) 供給期間（契約期間） 令和 8 年 3 月 1 日午前 0 時から令和 9 年 3 月 31 日午後 12 時まで

- (5) 電力量料金単価区分

ア 夏季 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。

イ その他季 夏季以外の期間をいう。

3 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100% を保持する予定である。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 燃料費調整単価は地域を管轄するみなし小売電気事業者が公表する単価を適用する。
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準的な供給条件による。

なお、入札金額の算定に当たっては、力率は 100% とし、燃料費等調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (5) 今回の契約を履行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、供給者の負担とする。

- (6) 契約における料金区分は、別紙を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、供給者と福島県で協議のうえ設定する。

なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
環境価値分として10%分を算出する際も同様とする。
- ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (7) 契約締結後遅滞なく、別添様式1「電力等供給計画書」（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。）を提出し、発注者の承認を得ること。
また、年度（4月1日を起点とし、3月31日に終わるものとする。）ごとの実績について、別添様式2（同様の内容が記載された任意の様式も可とする。ただし、この場合は、別添様式1の提出時に提示すること。）を契約期間における各年度の最終月分の電気料金の請求と同時期に提出すること。
この際、2(2)ただし書のFIT電力を含める場合には、併せて非化石証書等を証明する資料を添付すること。
- (8) 供給者は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年6月22日付け法律第49号）」等に関連して、福島県から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに応じること。
- (9) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、福島県と協議のうえ定めるものとする。